

県営住宅に係る空家補修、緊急修繕及び一般補修（衛生設備工事）

団地指定業者申込

配 付 資 料

- | | | |
|---|--------------|----------|
| 1 | 提示資料（募集公告） | |
| 2 | 団地指定業者申込書 | （様式1－3号） |
| 3 | 団地一覧表（電気・衛生） | （別紙－1） |
| 4 | 団地指定業者履行要件 | （別紙－2） |

質疑提出日	令和2年11月25日（水）
質疑回答日	令和2年12月 3日（木）
申込書提出日	令和2年12月10日（木）

兵庫県住宅供給公社

募集公告

【衛生設備編】

下記のとおり、公募を行うこととしたので公告します。

令和2年11月13日

兵庫県住宅供給公社
理事長 福本 豊

記

募集概要に掲げる工事について、専属に施工する業者（以下「団地指定業者」という。）を募集する。

1. 募集概要

(1) 工事内容

ア 県営住宅に係る空家補修、緊急修繕、一般補修及び雑排水管清掃のうち、1件当たり100万円未満（消費税を含む。）の衛生設備工事

イ 契約期間中は、24時間連絡がとれる体制を確保しておくこと。（契約時には別途公社の定める「緊急時の連絡体制表」（常時3名）を提出して頂きます。）

(2) 公募区域 14区域（「団地一覧表（電気・衛生）」（別紙-1））

(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年）。

ただし、神戸県民センター管内の区域は令和3年4月1日から令和5年3月31日まで（2年）

2. 申込参加資格

申込み参加することができる資格を有する者は、昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく兵庫県の工事契約に係る競争入札参加資格取得（登載）者で、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県内に建設業の許可を受けた主たる営業所（以下「本社」という。）を有する者であって、令和2・3年度兵庫県建設工事にかかる入札参加資格者名簿における工種が、管工事であり、かつ格付等級がB等級以上であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が、契約締結予定日（令和3年3月30日）までであること。

オ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、申込書の提出期限（令和2年12月10日）に受けていないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(2) 申込み区域要件

申込みは、原則、本社又は営業所が所在している県民局管内で 1 区域と隣接の 1 区域の合わせて 2 区域までを申込みできる。但し、丹波県民局管内に本社又は営業所が所在する者は、当該県民局管内のみ申込みができる。

北播磨及び西播磨県民局管内に本社又は営業所が所在する者は、県民局管内の全区域まで申込みができる。

阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局及び中播磨県民センター管内に本社又は営業所が所在する者は隣接の 1 区域のみ申込みができる。

詳細は、**配付資料**の「団地一覧表（電気・衛生）」（別紙－1）内の「団地区域一覧表（電気・衛生）」に記載しています。また、公社事務所及び県民局ごとの区域地図を「令和 3 年度団地指定業者（電気・衛生）区域図」に、各区域ごとの団地名、構造、戸数等を「団地一覧表（電気・衛生）」に記載しています。

(3) 実績の要件

概ね 10 戸以上の共同住宅の維持補修工事の契約を、平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日までにおいて 2 年以上継続して行っていること。なお、入札等による一過性の修繕工事は含まない。

(4) その他の要件

ア 緊急時（雨漏り、漏水、断水、漏電、台風・火災・地震等の災害等）の出動要請に即応できる体制を整えることができること。

イ 次のいずれかの工事を申込んだ者は、本工事の参加申込をすることはできない。

(ア) 県営住宅に係る空家補修、緊急修繕及び一般補修（建築工事）

(イ) 県営住宅に係る空家補修、緊急修繕及び一般補修（電気設備工事）

3. 申込書等の交付期間、交付方法

(1) 交付期間

令和 2 年 11 月 13 日（金）～27 日（金）

(2) 交付方法

申込書は、ホームページからダウンロードして下さい。

(印刷した用紙の配布は、行いません。)

アドレス https://www.hyogo-jk.or.jp/bid_information

4. 申込に関する質疑

(1) 申込に関する質疑

申込に関する質疑がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

なお、質問のない場合は、提出の必要はありません。

ア 提出日

令和 2 年 11 月 25 日（水）

午前 10 時から午後 3 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出場所

兵庫県公社館 4 階 住宅管理部 ストック活用課

ウ その他

書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 質疑回答

ア 回答日

令和2年12月3日(木)

イ 回答方法

兵庫県住宅供給公社ホームページ(質疑がある場合のみ公表します。)

アドレス https://www.hyogo-jk.or.jp/bid_information

5. 申込書の提出日等

申込書提出日等を、次のとおり定める。

(1) 提出日

令和2年12月10日(木)

原則として、神戸及び淡路地区の申込は、午前9時から正午までとし、丹波、但馬、北播磨及び西播磨地区については、午後1時から午後5時までとします。

(2) 提出場所

兵庫県公社館1階 大会議室

(3) 提出部数、提出資料等

令和3年度 団地指定業者申込書 (様式1-3号)・・・1部

《添付書類》

- ① 一般・特定建設業の許可書の写し(契約締結予定日(令和3年3月30日)が、有効期間内にあること。)
- ② 総合評定値通知書の写し(契約締結予定日(令和3年3月30日)が、有効期間内にあること。)
- ③ 令和2・3年度兵庫県建設工事入札参加資格名簿(個票)
- ④ 営業所の区域を希望する場合、営業所の登記簿謄本
- ⑤ 概ね10戸以上の共同住宅の維持補修工事の契約を、平成27年4月1日～令和3年3月31日までにおいて、2年以上継続して行っていることを証する書類(原本)と写し

(注)添付書類⑤の原本については、提出日に確認の上、返却いたします。

(4) その他

提出書類等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

6. 見積参加業者の決定

(1) 決定方法

団地指定業者選考委員会において、提出された申込書等により申込み参加資格を確認し、参加資格を有するものに「見積参加適合通知書」を通知する。

(2) 見積参加適合・不適合の発表及び通知

ア 発表

令和2年12月24日(木)

兵庫県住宅供給公社ホームページ(申込時の受付番号で公表します。)

アドレス https://www.hyogo-jk.or.jp/bid_information

イ 通知

同日付けにて、申込者に通知を郵送する。

なお、適合した者には通知書と合わせ、「県営住宅団地指定業者(衛生)見積書(補修工事)」、「県営住宅団地指定業者(衛生)見積書(雑排水管清掃)」及び「公社

基準単価一覧表（衛生）」を郵送する。

(3) 苦情の申立て

不適合通知書を受け取った者は、苦情申立書を提出することにより、不適合の理由について説明を求めることができる。

ア 申立期間

令和2年12月25日(金)、28日(月)及び令和3年1月12日(火)～14日(木)
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
ただし、最終日は正午まで

イ 申立場所

兵庫県公社館4階 住宅管理部 ストック活用課

ウ 回答方法

申立てに対する回答は書面により行う。

7. 県営住宅団地指定業者見積書の提出

見積書の提出日等を、次のとおり定める。ただし、公社が提示する設計価格の範囲内で施工可能な見積書に限る。

(1) 提出日

令和3年1月21日(木)
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

兵庫県公社館1階 大会議室

(3) 提出部数 1部

(4) 提出資料等

県営住宅団地指定業者（衛生）見積書（補修工事）
同 上 （雑排水管清掃）
（密封した封筒に入れ、業種、申込区域、業者名を記入のうえ提出すること。）

(5) その他

提出書類等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
また、未提出の場合や提出書類に記入漏れ、印漏れがあるものについては、失格となる。

8. 団地指定業者の決定

(1) 決定方法

「県営住宅団地指定業者（衛生）見積書（補修工事）」の金額に、最低制限価格を設けているため、予定価格の制限の範囲の価格で最低制限価格以上の価格をもって見積した者のうち、最低価格をもって見積した者を団地指定業者とする。

なお、「県営住宅団地指定業者（衛生）見積書（補修工事）」の金額が同額の場合は、「県営住宅団地指定業者（衛生）見積書（雑排水管清掃）」の金額の低い者を団地指定業者とする。また、「県営住宅団地指定業者（衛生）見積書（補修工事）」、「県営住宅団地指定業者（衛生）見積書（雑排水管清掃）」とも同額の場合は、当該申込者に連絡の上、抽選により決定する。

また、上記団地指定業者の決定は、団地指定業者選考委員会の承認を得るものとする。

ただし、決定後であっても契約の相手方として不相当であると認められるときは、その者を団地指定業者として認めないことがある。

(2) 決定の発表及び通知

ア 発表

令和3年2月8日(月)

兵庫県住宅供給公社ホームページ(決定者のみ公表します。)

アドレス https://www.hyogo-jk.or.jp/bid_information

イ 通知

同日付けにて、申込者に通知書を郵送する。

9. 補修工事費等の決定

(1) 契約率の決定

申込時に提出された「県営住宅団地指定業者(衛生)見積書(補修工事)」の金額と「公社設計価格(補修工事)」の金額との割合(小数点4位以下切り捨て)及び「県営住宅団地指定業者(衛生)見積書(雑排水管清掃)」の金額と「公社設計価格(雑排水管清掃)」の金額との割合(小数点4位以下切り捨て)により、補修工事、雑排水管清掃は各々についての契約率を決定する。

(2) 補修工事費の算定

1件当たりの補修工事費の算定については、「公社基準単価」で算出した工事価格に上記(1)の契約率を乗じて算定した合計額の100円未満を切り捨てする。雑排水管清掃についても同様とする。

なお、公社基準単価に記載のない項目(法定のリサイクル費用等を除く。)については、適正な見積単価により算出した額に上記(1)の契約率を乗じた額とする。

10. 指定期間

指定期間は、3年(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)とする。

ただし、神戸県民センター管内の区域は2年(令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)とする。

また、県営住宅の管理法人変更等の理由により、指定期間中に契約の解除を行う場合がある。

11. 実施上の留意事項

(1) 申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 申込書等は、申込参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された資料等は(公募用内訳書を含む。)、返還しない。

(4) 申込日以降は、原則として申込書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 申込書等に虚偽の記載をした者の申込は、無効となる。

(6) 申込者数及び申込者名は、決定まで公表しない。

(7) 令和3年度以降の県営住宅指定管理業務は、今回公募する区域について、兵庫県議会において指定管理者の指定に係る議決があった後に、兵庫県から当公社が指定を受ける予定です。

12. 問い合わせ先

〒650-0011

神戸市中央区下山手通4-18-2(兵庫県公社館)

兵庫県住宅供給公社 住宅管理部 ストック活用課

電話 078-232-9550

令和3年度 団地指定業者申込書

※記入しない

兵庫県住宅供給公社 理事長 様

受付No
M-

所在地
商号又は名称
代表者名
電話番号
(営業所の区域を希望する場合)
営業所所在地
営業所の名称

1. 申込資格

工種	許可番号①	許可年月日①	総合評点②	格付等級③	登録状況 通知年度③
	知事() 第 号				年度

《添付書類》

- ① 一般・特定建設業の許可書の写し(本契約締結予定日(令和3年3月30日)が、有効期間内にあること。)
- ② 総合評定値通知書の写し(本契約締結予定日(令和3年3月30日)が、有効期間内にあること。)
- ③ 令和2・3年度兵庫県建設工事入札参加資格名簿(個票)
- ④ 営業所の区域を希望する場合、営業所の登記簿謄本

2. 申込希望区域

希望する区域番号を○で囲って下さい。

公社	県民局	区域番号		
神戸	神戸	1	2	3
	淡路	4	5	
	丹波	6		
	但馬	7	8	
播磨	北播磨	9	10	11
	西播磨	12	13	14

(注記) 記入に際しては、「団地一覧表(電気・衛生)」(別紙-1)を参照して下さい。

3. 共同住宅の維持補修工事の施工実績

建物名称	所在地	住戸数	主たる補修内容
[記入例]○○○ハイツ	神戸市西区	25戸	空家補修工事

(注記) 概ね10戸以上の共同住宅の維持補修工事の契約を、平成27年4月1日～令和3年3月31日において、2年以上継続して行っていることを証する書類(原本)と写しを添付のこと。

- ① 維持補修工事とは、継続した維持管理上の経常的な修繕工事(入札等による一過性の修繕工事は含まない。)をいう。
- ② 実績証明は、管理会社等名称・委託期間・委託業務内容が明示された委託契約書や覚書の原本と写し、もしくは、管理会社等による実績証明書等によるものとし、同一の契約先から2年以上継続して委託されていることを証明するものとする。また下請けしている場合は、元請会社との契約及び管理会社と元請会社の契約を証明する書面の必要があります。

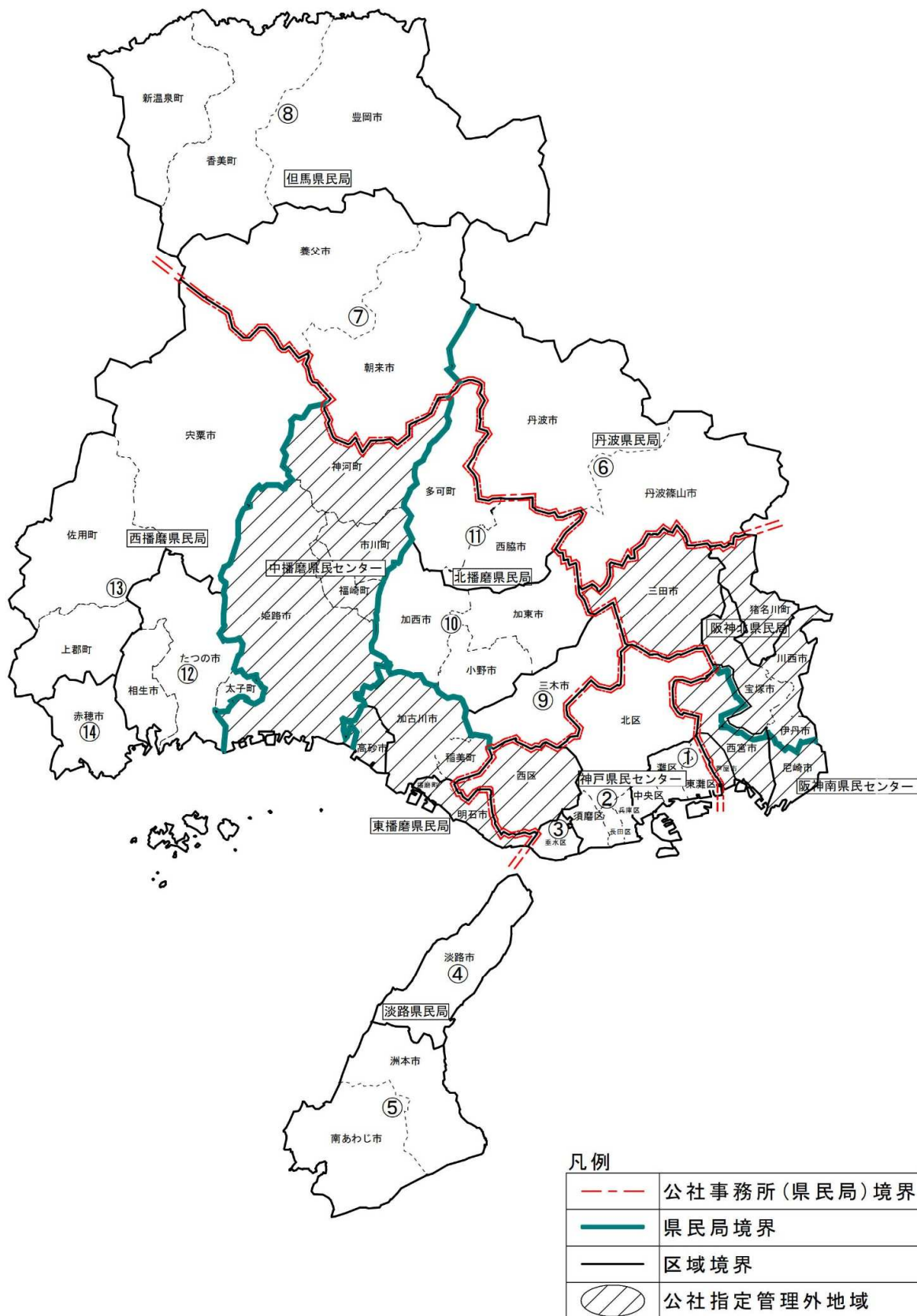
* 持参していただいた契約書の原本は、申込書提出日に確認の上、返却いたします。

団地一覧表(電気・衛生)

令和3年度

兵庫県住宅供給公社

令和3年度団地指定業者（電気・衛生）区域図



団地区域一覧表（電気・衛生）

※下表は、令和2年4月現在のものであり、建替、用途廃止等により、区域内の戸数等が変更となる場合があります。

公社事務所	県民局	区域			団地数※	戸数	隣接する区域			
		番号	市町名	摘要						
神戸	神戸	①	東灘区、灘区、中央区		26	3,301	②			
		②	兵庫区、北区、長田区、須磨区		17	2,558	①	③		
		③	垂水区		13	2,198	②			
			西区							
	淡路	④	淡路市		10	401	⑤			
		⑤	洲本市、南あわじ市		15	625	④			
	丹波	⑥	丹波篠山市、丹波市		9	434				
	但馬	⑦	朝来市、養父市		8	150	⑧			
⑧		豊岡市、香美町、新温泉町		10	355	⑦				
播磨・明舞	北播磨	⑨	三木市	アメリコート西明石含む	7	550	県民局管内の全区域に申込み可			
		⑩	小野市、加東市、加西市		12	591				
		⑪	西脇市、多可町		9	358				
	西播磨	⑫	相生市、たつの市、太子町	たつの市は新宮町以外	5	476	県民局管内の全区域に申込み可			
		⑬	たつの市、宍粟市、佐用町、上郡町	たつの市は新宮町のみ	9	356				
		⑭	赤穂市		4	412				
阪神南		芦屋市					①	②		
		西宮市								
		尼崎市								
		伊丹市								
阪神北		宝塚市、川西市					②	⑨	⑩	
		三田市、猪名川町								
東播磨		明石市					③	⑨	⑩	
		播磨町、稲美町 加古川市、高砂市								
中播磨		姫路市					⑩	⑪	⑫	⑬
		福崎町、市川町 神河町								

※団地数は、同一団地であっても、建物名称により集計しているため団地数は減少する区域があります。

申込み方法	ア 区域①～⑤及び⑦～⑧に本社又は営業所が所在する者は、該当する県民局管内で1区域に申込みができ、更にその区域に隣接する1区域に申込みができる。（合計2区域まで申込みできる。）
	イ 神戸市西区に本社又は営業所が所在する者は、神戸県民センター管内で1区域（西区を除く。）に申込みができ、更にその区域に隣接する1区域に申込みができる。（合計2区域まで申込みできる。）
	ウ 丹波篠山市、丹波市に本社又は営業所が所在する者は、当該区域のみに申込みができる。
	エ 区域⑨～⑪に本社又は営業所が所在する者は、⑨～⑪の1区域から全区域に申込みができる。
	オ 区域⑫～⑭に本社又は営業所が所在する者は、⑫～⑭の1区域から全区域に申込みができる。
	カ 芦屋市、西宮市、尼崎市に本社又は営業所が所在する者は、①②の区域のうち1区域のみに申込みができる。
	キ 伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町に本社又は営業所が所在する者は、②⑨⑩の区域のうち1区域のみに申込みができる。
ク 明石市、播磨町、稲美町、加古川市、高砂市に本社又は営業所が所在する者は、③⑨⑩の区域のうち1区域のみに申込みができる。	
ケ 姫路市、福崎町、市川町、神河町に本社又は営業所が所在する者は、⑩⑪⑫⑬の区域のうち1区域のみに申込みができる。	

団地一覧表(電気・衛生)

※下表は、令和2年4月現在のものであり、建替、用途廃止等により、区域内の戸数等が変更となる場合があります。

公社 事務所	県民局	区 域		コード	団 地 名	所 在 地	建設 年度	構 造	棟数	戸数	備 考
		市町名(摘要)	番号								
神 戸	神 戸	東灘区 灘区 中央区	①	001	住吉台鉄筋	東灘区住吉台6、7、8	46-6	中 5	13	450	
				002	野寄鉄筋	東灘区西岡本1丁目12	46	中 5	3	100	
				003	本庄高層(ホンジョウ)	東灘区本庄町2丁目12-23	62	高 11	1	42	
				004	深江北鉄筋	東灘区深江北町3丁目10-2 2	50	中 4	1	32	
				005	深江北町高層	東灘区深江北町3丁目7	63	高 8	1	118	
				006	深江北町第2住宅	東灘区深江北町5丁目5	13-15	高 10	1	110	
				007	深江鉄筋	東灘区深江北町1丁目、2丁目	51-59	中 3~5	9	236	
				008	深江本町高層	東灘区深江本町3丁目4-4	62	高 8	1	28	
				009	本山南町鉄筋	東灘区本山南町2丁目14	59	中 4	2	47	
				010	青木高層(オウキ)	東灘区北青木1丁目2	53-56	高 11	2	164	
				010	青木鉄筋	東灘区北青木1丁目2、2-5	57-59	中 5	5	150	
				011	青木第2鉄筋	東灘区北青木2丁目3	56	中 5	1	39	
				012	魚崎南鉄筋	東灘区魚崎南町2丁目	47	中 3~5	4	72	
				013	魚崎南高層	東灘区魚崎南町5丁目319	7	高 10	1	130	
				B01	[サンライフ東灘] 本庄高層(特管)	東灘区本庄町2丁目12-23	62	高 11	1	30	
				031	篠原北町鉄筋	灘区篠原北町4丁目	58-59	中 3~4	4	58	
				032	楠丘高層(クサガオカ)	灘区楠丘町3丁目1	1-3	高 10	1	184	
				033	岩屋北町高層	灘区岩屋北町4丁目3-24	7	高 8	1	42	
				033	岩屋北町鉄筋	灘区岩屋北町4丁目3-25	7	中 3	1	22	
				034	[HAT神戸] 灘の浜高層	灘区摩耶海岸通2丁目3	7	高 8~14	3	286	
				B02	[サンライフ六甲] 楠丘高層(特管)	灘区楠丘町3丁目	3	高 10	1	18	
				041	大日高層(ダイニチ)	中央区大日通1丁目2-10	6	高 9	1	105	
				042	大倉山高層	中央区下山手通7丁目18	7	高 11~14	2	510	
				043	南本町高層	中央区南本町通4丁目4-1	7	高 7	1	48	
				043	南本町鉄筋	中央区南本町通4丁目4-2	7	中 5	1	27	
				044	脇の浜高層	中央区脇浜海岸通3丁目2-1 0	7	高 14	4	253	
計26団地										3,301	

団地一覧表(電気・衛生)

※下表は、令和2年4月現在のものであり、建替、用途廃止等により、区域内の戸数等が変更となる場合があります。

公社 事務所	県民局	区 域		コード	団 地 名	所 在 地	建設 年度	構 造	棟数	戸数	備 考		
		市町名(摘要)	番号										
神 戸	神 戸	兵庫区 北区 長田区 須磨区	②	051	大倉山住宅	兵庫区馬場町12番地	14	中 4	2	47			
				052	上湊川高層(～10F)	兵庫区荒田町2丁目20	46	高 14	1	252			
				053	上湊川テラス	兵庫区荒田町2丁目	46	簡 2	1	10			
				054	大開高層	兵庫区大開通8丁目2	5-9	高 14	1	270			
				055	明和高層	兵庫区明和通2丁目1-1	7	高 8	1	226			
				091	鹿の子台南鉄筋(カノ)	北区鹿の子台南町6丁目18	7	中 5	5	150			
				094	鈴蘭台高層	北区山田町小部字南山2-45 6	46	高 11	1	203			
				061	長田天神高層	長田区長田天神町6丁目5	48	高 11	2	348			
				063	片山住宅	長田区片山町1丁目22-25	7	準 2	1	6			
				064	五位ノ池住宅	長田区五位ノ池町2丁目2番5	19	高 7	1	81			
				066	西尻池高層	長田区西尻池町1丁目3-26	7	高 9	1	116			
				067	中村住宅	長田区真野町9丁目45、49	27	高 9	1	60			
				917	ヴィラナリー長田	長田区大丸町1丁目10-7	10	高 10	1	3			
				081	白川台鉄筋	須磨区白川台2丁目37-3	45	中 5	16	670			
				082	白川台東高層	須磨区白川台4丁目28	7	高 7	1	45			
				082	白川台東鉄筋	須磨区白川台4丁目28	7	中 5	2	44			
				085	水野鉄筋	須磨区水野町2-14	1	中 5	1	27			
		計17団地										2,558	
		垂水区	③	101	小東山高層	垂水区多聞町字小東山868 -789	7	高 10	1	144			
				102	新多聞鉄筋	垂水区学が丘3丁目3	47	中 5	8	270			
				103	新多聞第2鉄筋	垂水区本多聞2丁目1	51-52	中 2～5	18	230			
				104	桃山台第1鉄筋	垂水区桃山台1丁目1	54	中 4	1	20			
				105	桃山台高層	垂水区桃山台1丁目19	54	高 11	1	84			
				106	桃山台第2鉄筋	垂水区桃山台1丁目17、18	54-55	中 4～5	11	249			
				107	桃山台第3鉄筋	垂水区桃山台5丁目17	57	中 3～4	5	140			
				108	下畑高層	垂水区下畑町字鷺ヶ尾303	53	高 11	2	168			
				108	下畑鉄筋	垂水区下畑町字鷺ヶ尾303	54	中 4	2	32			
				109	東垂水鉄筋	垂水区青山台6丁目1	45	中 5	11	540			
				110	高丸住宅	垂水区高丸5丁目6	13.16	高 6,7	4	243			
				111	高丸第2鉄筋	垂水区高丸5丁目5	1	中 4	1	32			
112	城が山鉄筋			垂水区城が山5丁目2-34	1	中 5	1	46					
計13団地										2,198			

団地一覧表(電気・衛生)

※下表は、令和2年4月現在のものであり、建替、用途廃止等により、区域内の戸数等が変更となる場合があります。

公社 事務所	県民局	区 域		コード	団 地 名	所 在 地	建設 年度	構 造	棟数	戸数	備 考	
		市町名(摘要)	番号									
神 戸	淡 路	淡路市	④	877	東浦久留麻鉄筋(クルマ)	淡路市久留麻18-3	50-53	中 5	3	80		
				878	東浦久留麻第2鉄筋	淡路市久留麻31-19	7	中 4	1	20		
				880	北淡浅野南鉄筋	淡路市浅野南59-1	7	中 4~5	2	65		
				881	北淡育波鉄筋(イクハ)	淡路市育波2092	7	中 4	1	20		
				882	一宮尾崎鉄筋	淡路市尾崎1743-1	7	中 3	1	21		
				883	一宮北山鉄筋	淡路市北山寺谷968-1	48-59	中 5	1	30		
				884	一宮北山第2鉄筋	淡路市北山10-1	7	中 4	1	20		
				885	津名中田鉄筋	淡路市中田50-2	6-7	中 4~5	2	60		
				886	津名志筑テラス(シヅキ)	淡路市志筑2681-18	54	簡 2	3	15		
				887	津名塩尾鉄筋(シオ)	淡路市塩尾字古川井手749-8	49-53	中 5	3	70		
		計10団地									401	
		洲本市 南あわじ市	⑤	861	五色都志鉄筋(ツシ)	洲本市五色町都志285-8	7	中 4	1	20		
				862	五色都志テラス	洲本市五色町都志万才字白畑48	46-48	簡 2	1	5		
				864	五色広石鉄筋	洲本市五色町広石中235-2	56	中 3	2	36		
				865	洲本下内膳鉄筋(シモナイゼン)	洲本市下内膳西ノ内	46	中 5	1	30		
				866	洲本下内膳テラス	洲本市下内膳字西ノ内464-2	45	簡 2	5	30		
				867	洲本上加茂鉄筋(カミガモ)	洲本市上加茂72-1	51-53	中 5	4	100		
				868	洲本物部住宅	洲本市物部3丁目9番56	19-21	中 4~5	2	62		
				868	洲本物部鉄筋(モノベ)	洲本市物部3丁目9番56	44	中 4	1	32		
				869	洲本宇原鉄筋(ウハラ)	洲本市宇原755-1	47-49	中 5	5	150		
				870	緑広田鉄筋	南あわじ市広田中筋字森ヶ内679-4	54	中 3~4	1	22		
				871	緑倭文鉄筋(シトウ)	南あわじ市倭文長田281-1	6	中 3	1	24		
				872	三原榎列鉄筋(エナミ)	南あわじ市榎列松田748-1	50-52	中 5	2	40		
				874	西淡志知鉄筋(シチ)	南あわじ市志知南4-1	52	中 3	1	12		
				875	南淡賀集鉄筋(カシウ)	南あわじ市賀集立川瀬3-2	53	中 3~4	1	22		
				876	南淡福良鉄筋	南あわじ市福良丙39	47	中 5	1	40		
				計15団地								

団地一覧表(電気・衛生)

※下表は、令和2年4月現在のものであり、建替、用途廃止等により、区域内の戸数等が変更となる場合があります。

公社 事務所	県民局	区 域		コード	団 地 名	所 在 地	建設 年度	構 造	棟数	戸数	備 考
		市町名(摘要)	番号								
神 戸	丹 波	丹波篠山市 丹波市	⑥	842	篠山乾新町鉄筋	丹波篠山市乾新町175-1	6	中 3	1	21	
				843	篠山吹上鉄筋	丹波篠山市吹上70-2	3	中 5	1	65	
				844	篠山糯ヶ坪住宅(モチガッホ)	丹波篠山市糯ヶ坪赤早瀬甲57番	14	中 4	1	50	
				845	市島中竹田鉄筋	丹波市市島町中竹田4510番地	12	中 5	1	30	
				846	氷上成松鉄筋	丹波市氷上町成松字高畑500-7	54-55	中 4	4	80	
				847	氷上石生(イツウ)	丹波市氷上町石生1051番地	12	準 3	1	24	
				848	春日石オテラス	丹波市春日町園部26	48-51	簡 2	5	16	
				849	柏原南多田鉄筋	丹波市柏原町柏原字下角2984-1	48-53	中 5	2	70	
				856	柏原南多田住宅	丹波市柏原町柏原字下角2984-1	27	中 9	1	78	
				計9団地							

団地一覧表(電気・衛生)

※下表は、令和2年4月現在のものであり、建替、用途廃止等により、区域内の戸数等が変更となる場合があります。

公社 事務所	県民局	区 域		コード	団 地 名	所 在 地	建設 年度	構 造	棟数	戸数	備 考	
		市町名(摘要)	番号									
神 戸	但 馬	朝来市 養父市	⑦	814	和田山枚田鉄筋(ヒラタ)	朝来市和田山町枚田カメナシ 1656-1	49-50	中 5	1	20		
				815	山東未歳テラス(マッサイ)	朝来市山東町未歳629	50	簡 2	3	10		
				808	八鹿伊佐鉄筋	養父市八鹿町伊佐335	55-56	中 3	3	36		
				809	八鹿伊佐テラス	養父市八鹿町浅間1255-3	52	簡 2	2	8		
				810	八鹿国木鉄筋(クスキ)	養父市八鹿町国木615-74	51	中 4	1	16		
				811	養父広谷上箇鉄筋(アケ)	養父市上箇宮ノ前448-2	57	中 4	1	24		
				812	養父広谷上野テラス	養父市東上野1288	47-48	簡 2	5	24		
				813	大屋樽見テラス	養父市大屋町樽見10-2	56	簡 2	6	12		
		計8団地									150	
		⑧	豊岡市 香美町 新温泉町	801	豊岡一本松鉄筋	豊岡市庄境977-1	48-49	中 4	1	32		
				802	豊岡一本松テラス	豊岡市庄境977-1	47-50	簡 2	5	30		
				803	豊岡高屋鉄筋	豊岡市高屋570-23	1	中 4	1	20		
				804	豊岡今森鉄筋	豊岡市今森281番地の1	12	中 5	1	54		
				805	日高国府高層	豊岡市日高町上石234-1	6	高 6~7	1	78		
				806	出石室見台鉄筋(ムロミダイ)	豊岡市出石町細見850	10	中 4	1	27		
				820	豊岡一本松住宅	豊岡市庄境977-1	28	中 6	1	42		
				817	村岡テラス	美方郡香美町村岡区村岡32 0-2	47	簡 2	2	10		
				818	浜坂三谷テラス	美方郡新温泉町三谷字下河 原49	47-53	簡 2	8	38		
				819	温泉町テラス	美方郡新温泉町湯	47-56	簡 2	5	24		
				計10団地								

団地一覧表(電気・衛生)

※下表は、令和2年4月現在のものであり、建替、用途廃止等により、区域内の戸数等が変更となる場合があります。

公社 事務所	県民局	区 域		コード	団 地 名	所 在 地	建設 年度	構 造	棟数	戸数	備 考		
		市町名(摘要)	番号										
播磨・明舞	北播磨	三木市	⑨	741	吉川渡瀬住宅	三木市吉川町渡瀬106	40	簡平	4	16			
				742	三木朝日ヶ丘住宅	三木市別所町朝日ヶ丘1-14 1	15	中3	1	36			
				742	三木朝日ヶ丘鉄筋	三木市別所町朝日ヶ丘1-14 1	13	中3	1	36			
				743	三木高木鉄筋	三木市別所町高木70	54-55	中4	7	200			
				744	三木大塚鉄筋	三木市大塚2丁目3-45	45-47	中5	4	150			
				745	三木大塚第2鉄筋	三木市大塚2丁目3-26	61	中3~4	2	26			
				991	アメニティコート西明石(借上)	明石市和坂208番地の3	7	高8	2	86			
				計7団地									
		小野市 加東市 加西市	⑩	721	小野新部住宅(シンベ)	小野市新部町1丁目1320	49	簡平	2	10			
				722	小野田園町住宅(デンエンチョウ)	小野市田園町859番地の1	14	中5	1	30			
				722	小野田園町鉄筋(デンエンチョウ)	小野市田園町859番地の1	11-12	中5	2	75			
				723	小野垂井鉄筋	小野市神明町417-4	48-51	中5	4	130			
				728	小野神明住宅	小野市神明町417-4	29	高10	1	50			
				725	社上中铁筋(カミナカ)	加東市上中2丁目16	55	中4	5	80			
				726	社梶原鉄筋	加東市梶原333-4	48-50	中5	2	70			
				727	東条森テラス	加東市森898	46	簡2	2	14			
				746	加西北条鉄筋	加西市北条町北条452-3	56	中3	3	51			
				747	加西東高室高層	加西市北条町東高室1161- 1	9	高7	1	35			
				747	加西東高室鉄筋	加西市北条町東高室1161- 1	11.13	中3~4	2	43			
				748	加西段下住宅(タンケ)	加西市段下町字開き	57	簡平	1	3			
				計12団地									
		西脇市 多可町	⑪	701	西脇日野ヶ丘住宅	西脇市富吉南町下ノ山249番 地の12	17	高6	1	42			
				701	西脇日野ヶ丘住宅	西脇市富吉南町下ノ山249番 地の12	19	高6	1	42			
				702	西脇蒲江住宅	西脇市蒲江577番地	20	中3	1	41			
				703	西脇鹿野住宅	西脇市鹿野町554番地の2	14	準3	1	33			
				704	西脇鹿野テラス	西脇市鹿野町1142-5	54	簡2	16	54			
				705	西脇谷町住宅(タニチョウ)	西脇市谷町山王東108-1、3	18	中5	2	59			
				705	西脇谷町鉄筋(タニチョウ)	西脇市谷町108-1	48-49	中4~5	2	44			
				706	西脇旭ヶ丘住宅	西脇市板波町695、697、69 8、699	33-38	簡平 木平	11	22			
				707	八千代下野間住宅	多可郡多可町八千代区下野 間33番地349	16	準3	1	21			
		計9団地										358	

団地一覧表(電気・衛生)

※下表は、令和2年4月現在のものであり、建替、用途廃止等により、区域内の戸数等が変更となる場合があります。

公社 事務所	県民局	区 域		コード	団 地 名	所 在 地	建設 年度	構 造	棟数	戸数	備 考		
		市町名(摘要)	番号										
播磨・明舞	西播磨	相生市	⑫	761	相生若狭野高層	相生市若狭野町八洞370番地	10,11	高 5~7	2	68			
				761	相生若狭野鉄筋	相生市若狭野町八洞374番地1	11	中 4	1	40			
				774	竜野菅田鉄筋(ホンダ)	たつの市菅田町広山1番地の1、1番地1-3	57-59	中 4	3	39			
				775	竜野中臣住宅(ナカン)	たつの市揖保町中臣1330番地の1、1619番地	14	中 3	2	99			
				776	太子天満山鉄筋	揖保郡太子町天満山91-2、原530-57	47-51	中 5	7	230			
		計5団地										476	
		たつの市 宍粟市 佐用町 上郡町 (たつの市 [新宮町]、 宍粟市、佐 用町、上郡 町)	⑬	771	新宮向畑住宅	たつの市新宮町新宮1088	15	中 3	1	60			
				772	新宮中野庄住宅	たつの市新宮町中野庄177-1	13	準 3	1	36			
				773	新宮船渡鉄筋(フナ)	たつの市新宮町船渡57番地の1	11	中 5	1	60			
				791	一宮須行名鉄筋(スギヨウメ)	宍粟市一宮町須行名866番地203	12	中 3	1	21			
				792	山崎三谷鉄筋(ミタニ)	宍粟市山崎町三谷向山57-7、57-4	56	中 3	3	36			
				793	山崎三谷テラス	宍粟市山崎町三谷字向山80-3	49-53	簡 2	11	54			
				794	山崎横須鉄筋	宍粟市山崎町横須102	12	中 3	1	27			
				795	南光徳久住宅(トクサ)	佐用郡佐用町下徳久字重近637	43	木 平	8	8			
				B11	上郡播磨科学公園都市高層	赤穂郡上郡町光都2丁目20	5	高 13	1	54			
		計9団地										356	
		赤穂市	⑭	762	赤徳湯ノ内鉄筋	赤穂市大津652番地の3	6	中 4	1	35			
				763	赤徳中広鉄筋	赤穂市中広1070、1077-3	1-3	中 3~4	4	71			
				764	赤徳千鳥高層	赤穂市中広1576番地の32、74	4-6,11	高 8	3	216			
				765	赤徳尾崎鉄筋	赤穂市尾崎字本水尾3104の5	50-52	中 5	3	90			
		計4団地										412	

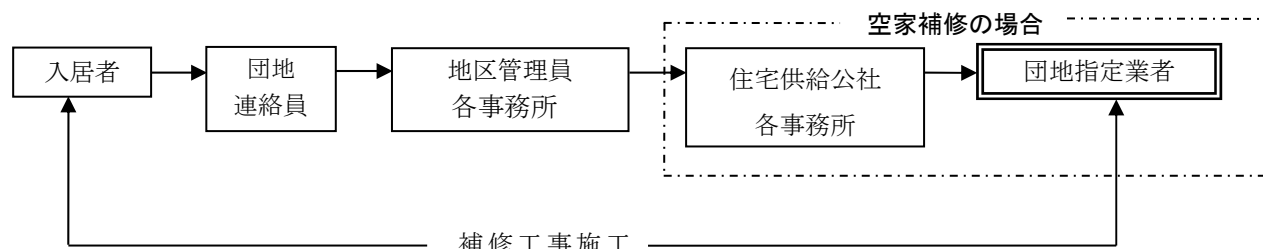
団地指定業者履行要件

1 一般共通事項

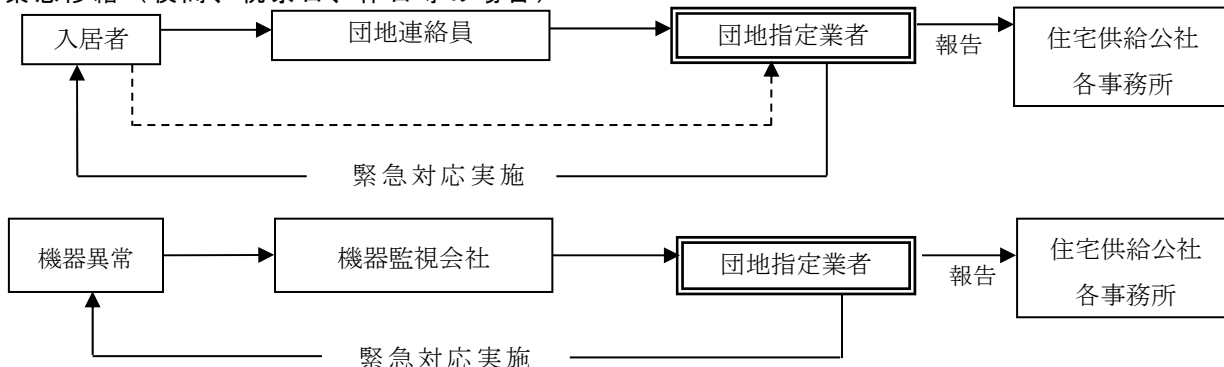
団地指定業者は、県営住宅に係る空家補修並びに雨漏り、給排水設備の漏水、漏電及び断水等の緊急を要する補修（以下「緊急修繕」という。）、一般補修、雑排水管清掃及び高木剪定工事を適正かつ効率的に行うため、これら補修工事のうち1件当たり100万円未満（消費税を含む。）の工事（以下「小口補修工事」という。）を、建築、電気設備及び衛生設備(ガス事業等特別の場合を除く。)の各工事に分けて行うものとする。

2 業務処理フロー

一般補修・緊急修繕（平日の場合）、空家補修



緊急修繕（夜間、祝祭日、休日等の場合）



3 指定の解除

団地が用途廃止される等、団地指定業者の指定を解除しようとする場合には、住宅供給公社は3か月以上の猶予期間をもって、工事請負にかかる基本契約の解除告知を行って、指定を解除することができるものとする。ただし、急施を要する場合には、この限りではない。

4 指定の辞退等

団地指定業者から住宅供給公社に対して指定を辞退する旨の申出があった場合には、原則として、当該申出を受諾し指定を解除するものとする。ただし、申出については、解除日の3か月以上前に、文書提出により行うものとする。

5 指定の取消し

団地指定業者が次の各号のいずれかに該当する場合、指定を取消すものとする。

- (1) 工事の履行に当たって不誠実な行為があった場合
- (2) 工事の施工が著しく不相当であると認められた場合
- (3) 入居者等に対して不利益となるような行為があった場合
- (4) 必要とする業種の資格免許等を欠いた場合
- (5) 兵庫県の定める指名停止基準により指名停止になった場合
- (6) 資格者名簿の未登載となった場合
- (7) 別に定める県営住宅の小口補修工事取扱要綱に基づく、総合評価が50点未満となった場合
- (8) 兵庫県の暴力団排除条例に規定する暴力団等であると判明した場合
- (9) 前各号のほか、契約条件に違反した場合

6 その他

ア 県営住宅の入居者、自治会、団地連絡員等に対して適切な指導及び措置等の対応ができること。

イ 「県営住宅住まいのしおり」に掲載されている修繕費用負担区分に基づいて適切な対応ができること。